

覚 書

外経協技第21号
国 第173号
昭和62年3月12日

外務省経済協力局技術協力課長
大 島 賢



厚生省大臣官房国際課長
加 藤 栄



外務省、厚生省は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律案を国会に提出するに際し、下記の通り確認する。

記

1. 本法案は、厚生省設置法第5条第2号の事務に影響を及ぼすものではないこと。
2. 本法案に規定する「災害」には、戦争・テロ等の武力の使用に起因する事態は含まれないこと。
3. 外務省は、厚生省と協議の上、国際緊急援助隊員の活動に係る健康安全上の基準を早急に定めるよう努めること。
特に、原子力事故による放射能汚染については、その人体に対する影響の重大性等に鑑み、外務省は、関係省庁の協力を得ながら、できるだけ速やかに科学的な検討を行い、健康安全上の基準を定めるよう努めること。